

生活福祉資金貸付条件等一覧(平成28年2月改正以降)

資金の種類		貸付対象		貸付条件				
		低	高	貸付限度額	措置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1 総合支援資金		失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活再建のために継続的な相談支援(自立相談支援、就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金						
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活資金 ※貸付期間は初回は3月以内(3月の3回延長で最長12月)	●		(2人以上) 月額20万円以内 (単身) 月額15万円以内	最終貸付日から6月以内	措置期間経過後10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	●		40万円以内	貸付の日から6月以内			
(3) 一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用(就職、転職を前提とした技能習得に要する経費等)	●		60万円以内	※生活支援費と合わせて貸付けている場合最終貸付日から6月以内			
2 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
(1) 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用			580万円以内 ※資金の用途に応じた貸付上限額目安	貸付の日から6月以内 ※分割による交付の場合最終貸付日から6月以内	措置期間経過後20年以内 ※資金の用途・金額に応じて設定	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要
	① 生業を営むために必要な経費	●	●	① 460万円				
	② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	② 6月程度130万円 1年程度220万円 2年程度400万円 3年程度580万円				
	③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	③ 250万円				
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費		●	④ 170万円				
	⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費		●	⑤ 250万円				
	⑥ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	⑥ 513.6万円				
	⑦ 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	⑦ 療養期間1年以内 170万円 療養期間1年6月以内 230万円				
	⑧ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	⑧ 介護期間1年以内 170万円 介護期間1年6月以内 230万円				
	⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●		⑨ 150万円				
	⑩ 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費	●	●	⑩ 50万円				
	⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	⑪ 50万円				
	⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	⑫ 50万円				
⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	⑬ 50万円					
(2) 緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用	●		10万円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
(1) 教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可能	●		〈高校〉月額3.5万円以内 〈高専〉月額 6万円以内 〈短大〉月額 6万円以内 〈大学〉月額6.5万円以内	卒業後6月以内	措置期間経過後20年以内 ※別途、貸付額に応じて目安を設定	無利子	不要 世帯内で連帯借受人が必要 ※連帯借受人の状況により連帯保証人を必要とする場合あり。
(2) 就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●		50万円以内				
4 不動産担保型生活資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
不動産担保型生活資金	在宅での生活を希望する低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金	低所得の高齢者世帯		・土地の評価額の7割以内 ・月額30万円以内	貸付契約終了後3月以内	措置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から専任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	在宅での生活を希望する要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金 (福祉事務所等から制度の利用について指導を受けた世帯が対象)	要保護と認められる高齢者世帯		・土地及び建物の評価額の7割以内(集合住宅の場合5割程度) ・生活扶助月額の1.5倍以内(保護の実施機関が提示)				

※償還期限を超過した場合は、延滞利子が発生します(延滞利子額は現行の年10.75%から「年5%」へ引き下げが行われ、平成28年2月1日以降の貸付決定分より適用されます)。

※その他、東日本大震災により被災した低所得世帯向けの「生活復興支援資金」、住居のない離職者向けの「離職者生活支援つなぎ資金(臨時特例つなぎ資金)」があります。詳細についてはお問い合わせください。